

京都府海岸漂着物等対策推進地域計画の全体構成

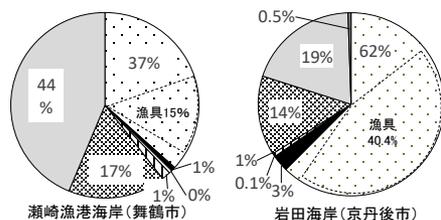
1 計画改定の趣旨

- 海岸漂着物処理推進法の改正(平成30年6月)
- 国の基本方針の変更(令和元年5月)
 - ・内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施
 - ・漂流ごみ・海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
 - ・リデュースなどによる廃プラスチック類の排出を抑制

2 現状及び課題

1 海岸漂着物の回収状況等

- ・海岸を有する5市町(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)で、回収・処理事業を実施
- ・回収量約300t/年(ほぼ全量埋立処分)



2 課題

- ア 回収・処理に係る課題**
- ・市町の回収の負担軽減が必要
 - ・漁具等の漂流ごみは、関係主体の連携が必要
 - ・塩分の付着により埋立処分される場合が多い。
- イ 発生抑制に係る課題**
- ・人工物はプラスチックが多く、環境中で砕けマイクロプラスチック化するため、プラスチックごみを流出させないことが重要
 - ・海岸漂着物には内陸域から流出したペットボトル・レジ袋等の使い捨てプラスチックごみがあり、内陸域と一体となった対策が必要
- ウ 普及啓発・環境教育に係る課題**
- ・府民全体が海岸漂着物等の現状及びその発生原因等を認識できるよう、普及啓発、環境教育による意識の向上が必要
- エ 多様な主体との連携に係る課題**
- ・海岸漂着物等対策には、地域団体、企業も含め関係者間の連携が必要
 - ・府域外からの海岸漂着物は、国や他県との連携による対策が必要

3 対策の推進

1 海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進

- ・市町村の回収・処理への支援(海岸漂着物対策)
- ・企業等との連携による回収促進
- ・漁業者等と連携して実施(漂流ごみ等対策)
- ・プラットフォーム設置による漁具の海洋への流出防止
- ・市町村に対する廃棄物処理施設の整備の支援
- ・海岸漂着物等の実態の把握

2 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

- ・海洋プラスチックごみの原因となる使い捨てプラスチックの削減
- ・内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進
- ・海洋生分解性プラスチックの普及支援
- ・不法投棄の監視指導の強化等による未然防止

3 海岸漂着物等の削減に資する普及啓発・環境教育の推進

- ・マイバッグ・マイボトル等の利用拡大に資する普及啓発の促進
- ・イベントでの海岸漂着物等の展示などによる環境教育の促進

4 多様な主体との連携の推進

- ・京都府海岸漂着物等対策推進協議会を核とした連携の強化
- ・関西広域連合との連携
- ・近隣府県・国との連携

4 重点区域

合計52海岸(田井海岸など3海岸を追加)舞鶴市:5海岸、宮津市:13海岸、京丹後市:26海岸、伊根町:7海岸、与謝野町:1海岸

5 計画の推進

- 1 京都府海岸漂着物等対策推進協議会において、進捗状況を把握・評価
- 2 京都府プラスチックごみ削減実行計画と併せ、京都府環境審議会において、徹底したPDCAサイクルにより、統合的に進行管理